



厚生労働省認可 環第四二七号

全日本ホテル旅館協同組合

Japan Hotel Ryokan Cooperative

反社会的勢力に対する方針

1 全日本ホテル旅館協同組合(以下、「甲」という)は、組合に加入を希望する者(以下、「乙」という)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを条件に加入を認める。

2 甲は、乙が下記のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく除名することが出来、乙に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

- ① 乙が、反社会的勢力に該当すると認められるとき
- ② 乙の経営に、反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- ③ 乙が、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 乙が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ 乙または乙の役員、もしくは乙の経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑥ 乙が自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき